

令和4年10月31日改選

三原商工会議所議員選挙選任について

三原商工会議所議員の任期が令和4年10月31日で満了となり、改選について選挙選任に関する公告を令和4年6月1日に行い、以後業務が令和4年6月30日の選挙人名簿の調整日を始めとして、10月31日までの間行われます。

商工会議所は地区内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資するための地域総合経済団体です。

商工会議所の議員は、このような目的をもつ商工会議所の運営にあたり、各種事業の推進役となって、地域の活性化のためにご尽力いただく重要な役割をもっております。

そこで、この機会に議員選挙選任要領などについて、会員各位のご理解を一層深めていただくとともに、このたびの議員改選が円滑に行われますようご協力をお願い申し上げます。

令和4年6月

三原商工会議所
選挙管理委員会

選挙人名簿の調整日

令和4年6月30日は、選挙人名簿の調整日です。

商工会議所の議員を選ぶ権利（選挙権）ならびに議員に選ばれる資格（1号議員の被選挙権、2号議員、3号議員の被選任権）は、令和4年6月30日（選挙人名簿の調整日）現在で会員であり、令和3年度以前からの会員は令和3年度会費を6月30日までに完納、令和4年度入会の会員は令和4年度の会費を6月30日までに完納している人が有します。特定商工業者の選挙権については、令和4年6月30日までに令和3年度負担金を納入している人が有します。

特に、令和4年度入会の会員は、令和4年6月30日の選挙人名簿の調整日をお忘れなく、令和4年度会費の納入をお願いいたします。

選挙選任についてのすべての権利、資格は令和4年6月30日現在において、会費および特定商工業者負担金（選挙権）が完納されているかどうかによって決められます。

1. 商工会議所議員とは

商工会議所の議員は、国会議員や地方自治体の議員とは性格が異なりますが、地域商工業者の代表として、社会的に極めて重要な任務を持ち、産業の振興をとおして地域社会の発展について、業界から公正な立場で全般にわたって会員の意志を代表する人です。

（1）議員の地位

議員の地位については、商工会議所の最高意思を決定するための議員総会の構成員となります。

また、常任委員会を構成し、商工会議所の運営に必要な重要事項を審議したり、あるいは、会員・特定商工業者、また、会員で構成する部会を代表して、商工業者の意思を表明する重要な立場にあります。

（2）議員の権限

議員は、議員総会において、商工会議所の事業活動上に必要な、経費および事業計画の審議決定、会頭・常議員・監事の選任および解任の決定、副会頭・専務理事の選任および解任の同意、会費・負担金・部会委員会等の商工会議所運営上に必要な規約の設定変更および廃止の決定、毎事業年度の決算関係書類の承認等、各種重要な権限をもつばかりでなく、自らも役員および委員に選任される権利をもっています。

三原商工会議所議員の任期は3年で、この度の任期は、令和4年11月1日から令和7年10月31日までです。

2. 議員の区分と定数

議員の定数は75人で、次の各号議員に区分されています。

(1) 1号議員(38人)

会員および会員以外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙して選んだ議員

(2) 2号議員(26人)

会員より構成する部会が、部会員のうちから選任した議員

(3) 3号議員(11人)

1号議員、2号議員のほかに、会頭が常議員会の同意を経て会員のうちから選任した議員

3. 議員になるための資格(1号議員では被選挙権、2号・3号議員では被選任権)ならびに議員を選ぶ資格(1号議員を投票する選挙権、2号議員は選任権)

会員は、議員に選挙・選任される資格ならびに議員を選ぶ権利を持っています。しかし、会員であっても、令和4年6月30日までに令和3年度会費を完納していない人、また、令和4年度入会の会員で6月30日までに令和4年度会費を完納していない人は、この権利を有しません。

また、会員でない特定商工業者は、議員になる資格はありません。

4. 議員を選ぶ人(選挙人)

(1) 1号議員を選ぶ人

1号議員を選挙する資格のある人は、会員と会員以外の特定商工業者です。

(ア) 会員のもつ選挙権

選挙人名簿の調整日である6月30日までに、会費を完納されている会員は、会費の負担額に応じて、2,000円につき1個の1号議員選挙権をもつことができます。(会費1口は4,000円です。)現在会員でない場合、6月30日までに入会手続きを終え、かつ、令和4年度会費を完納すれば、1号議員の選挙権を得ることができます。

また、会費を増やしてより多くの選挙権個数をもつことができます。(ただし、1会員の選挙権の個数は50個までで、会費額にして100,000円です。)

(イ) 特定商工業者のもつ選挙権

特定商工業者は、令和4年6月30日までに、令和3年度負担金1,000円を完納することにより、1個の1号議員選挙権をもつことができます。

(2) 2号議員を選ぶ人

2号議員を選任する資格のある人は、選挙人名簿の調整日である6月30日に選挙権を有する会員に限られます。2号議員の各部会に対する割当定数も、同じ期日の6月30日現在における各部会の部会員数、および、その部会員が負担する会費口数を勘案して、常議員会の議決を経て定めます。

上記2号議員を選任するために開催する部会は、8月25日から9月12日までに開くことになっています。

なお、会員でない特定商工業者には、資格がありません。

また、1号議員の選挙権と同様に、会員未加入でも、6月30日までに入会手続きを終え、かつ、令和4年度会費を完納すれば、2号議員の選任権を得るとともに、各部会に対する割当定数の勘案となる数に加えられます。

(3) 3号議員を選ぶ人

3号議員を選任する人は会頭です。会頭は常議員会の同意を得て選任します。

5. 1号議員の立候補と投票について

(1) 議員に立候補するには

(ア) 1号議員に立候補する人は、8月25日から9月15日までに、「立候補届」を選挙管理委員長あてに届出しなければなりません。

他人を1号議員に立候補させるときは、本人の承諾を得て届出することができます。

(イ) 1号議員の立候補者が立候補を辞退するときは、9月26日までに「立候補辞退届」を選挙管理委員長あてに届出しなければなりません。

(ウ) 2号議員に選任されて、その就任を承諾したときは、1号議員に立候補することはできません。

(2) 投票のしかた

投票は、6月30日（選挙人名簿の調整日）現在において、「選挙人名簿」に登録された会員および特定商工業者により行われます。また、選挙人は他の選挙人に代理投票されることができます。

投票日時 10月3日（月）
午前9時00分より午後5時00分まで

投票場所 三原市皆実4丁目8番1号 三原商工会議所

6. 選挙負担金について

1号議員は届出と同時に、2号議員および3号議員は就任承諾と同時に、本所議員総会によって決められた額を選挙負担金として納めていただきます。

	選挙負担金	運営資金負担金
1号議員	50,000円	100,000円
2号議員	50,000円	100,000円
3号議員	50,000円	300,000円

7. 選挙人名簿について

「選挙人名簿」とは、令和4年6月30日（選挙人名簿の調整日）現在の会員である選挙人の氏名または名称・住所・営業の種類・会費の負担口数および選挙権個数と、特定商工業者の氏名または名称・住所・営業の種類および選挙権個数（1個）を記載した台帳です。

8. その他

選挙・選任に関する詳細についての問合せは

三原商工会議所

TEL (0848) 62-6155

FAX (0848) 62-5900